



▽道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟くも
道路行政に當る人々の知
らざるべからざることは
凡て本欄に於て紹介す
▽道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

◎土地收用

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正十五年六月二十四日

法律第七十八號

土地收用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ハ町村長ニ之ヲ適用ス

附 則

本法ハ郡長廢止ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路法施行令改正

朕道路法施行令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

大正十五年六月三十日

勅令第二百四十一號

道路法施行令中左ノ通改正ス

第一條 削除

第七條中「郡」ヲ削ル

第十九條第一號ヲ削リ第二號中「市長」ヲ「市町村長」ニ

改メ同號ヲ第一號トシ第三號中「前二號」ヲ「前號」ニ改

メ同號ヲ第二號トス

第二十一條 削除

第二十三條 北海道ニ於テ支廳ノ所在地ヲ地方費道ノ路線

ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ

依ルヘシ

北海道ノ道路ノ路線ノ認定者又ハ管理者町村長ナルトキハ

第一次ニ支廳長、第二次ニ道廳長官、第三次ニ内務大臣之

ヲ監督ス

北海道ノ道路ニ付左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更、廢止若ハ

取消ハ道廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 道路法第十五條ノ規定ニ依リニ市支廳管内以上ニ巨ル道路ノ路線ヲ認定スルコト

二 道路法第三十七條又ハ第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ道ニ費用ヲ負擔セシムルコト

前三項ニ規定スルモノノ外北海道ニ付テハ本令中府縣、府縣知事、府縣廳、府縣會又ハ府縣道ニ關スル規定ヲ道、道廳長官、道廳、道會又ハ地方費道ニ關シ適用ス

附 則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

資 料

◎道路工事費受益者負擔金

道路工事の施行に因つて沿道土地の所有者若は使用者が、如何な程度に利益を受けたかは事實認定の問題であるが、其の認定は困難である、這般東京市が道路舗装工事費

を負擔せしめたに對し、日本橋區觸殺町二丁目辯護士鈴木千載氏より、舗装工事に因つて何等利益を受けなと言ふ理由を以て、東京府知事に訴願したが其の申立は容れられなかつたので、其の裁決を不當とし今回行政訴訟を提起し、目下行政裁判所で審理中である、其の裁決如何は路政界に於ける重要問題であつて重視を怠らないが、其の判決に對しては後日批評することとし訴願及之に對する東京府知事の裁決、訴狀竝に之に對する東京府知事の答辯書を紹介すれば左の通である。(幹事田中好)

訴 願 書

不服ノ要點

右訴願人ハ大正十二年六月十五日東京市麴町區長ヨリ道路舗装工事費受益者負擔規程ニ依ル負擔金七拾四圓參錢並ニ右延期工事費拾八圓五拾六錢ノ二回ニ負擔金納付令書ノ交付ヲ受ケタリ

然レトモ右處分ハ不當ナルヲ以テ訴願人ハ之ニ服スルヲ

得ス依テ茲ニ訴願ヲ提起仕候

理由

一 道路舗装工事費受益者負擔規程ニ基ク負擔金賦課ハ訴願人ヲ以テ受益者ナリト認定シタルモノナル可シト雖モ訴願人ハ道路ヨリ二十間内ニ家屋ヲ所有スルハ其ノ一部ニシテ他ノ大部分ハ二十間以外ニ存在スルヲ以テ之ニ依リ受益スル處ナシ從テ斯ル負擔金ヲ賦課セラル、ハ不當ナルモノナリ

二 訴願人ハ内幸町一丁目五番地所在三井家所有ノ宅地四拾四坪參合六勺ニ對シ五ヶ年間ノ賃借權ヲ有シ該地上ニ家屋三棟ヲ所有スト雖モ之ヲ以テ直ニ舗装工事ニ因リ著シキ利益ヲ受クル者ト斷スルコト能ハス如何者訴願人ノ右借地中二十間内ニ屬スルモノハ三棟ノ家屋中ノ一棟ニ過キス加之訴願人ノ二十間内ニ屬スル其ノ家屋ノ一棟拾坪ハ小川平吉氏邸ノ裏ニシテ道路舗装工事費受益者負擔規程第二條ニ所謂興行二十間内ト云フモノニアラス殊ニ訴願人ハ日本橋區蠣殼町二丁目十四番地ニ居住シ該家屋

ハ大正十一年一月ヨリ向フ五ヶ年間一定ノ額ヲ以テ他ニ賃貸シアルモノニシテ(即土地賃借期間内)訴願人ノ實益タルモノ毫モ之レナキモノナリ故ニ訴願人ハ土地所有者ト毫モ異ナラス強テ受益者ヲ求メントセハ現居住者ナラサル可カラス訴願人ハ現實ノ利用者ニ在ラス土地所有者ト輕重ナキモノナリ況ンヤ家屋三棟ノ内二棟ハ二十間以外ニ存在シ二十間内ニ存在スル一棟十坪スラモ堂々タル小川平吉氏邸ノ裏ニ屬スルヲ以テ受益ナキコト一點ノ疑ナキモノナリ

以上ノ次第ニシテ訴願人ハ道路舗装工事ニ依ル著シキ受益者ニアラス故ニ土地賃借人タル訴願人ニ對スル負擔金賦課ハ不當ナリ

要求

東京市麹町區長ノ大正十二年六月十二日附訴願人ニ對スル道路舗装工事費受益者負擔金納付命令處分及同延期工事費拾八圓五拾六錢ハ之ヲ取消ストノ御裁決相成度候

證據方法

- 一 東京市麴町區長ノ負擔金納付命令書謄本一通
- 一 訴願委任狀 一通

裁 決 書

右訴願ノ要旨ハ訴願人ハ大正十二年六月十五日麴町區長ヨリ道路鋪裝工事費負擔金七拾四圓參錢並同延期工事費拾八圓五拾六錢ノ納付令書ノ交付ヲ受ケタルモ右處分ハ不當ナルヲ以テ之ニ服スルヲ得ス其ノ理由ハ(一)本件負擔金賦課ハ訴願人ヲ以テ受益者ナリト認定セラレタルニヨルモノナルヘシト雖道路ヨリ二十間内ニ於ケル訴願人ノ家屋ハ其一部分ニシテ他ノ大部分ハ該區域外ニ存在スルモノナルニヨリ之ニ依リ受益スル處ナシ(二)訴願人ハ内幸町一丁目五番地所在三井家所有宅地四拾四坪參合六勺ヲ五ヶ年間賃借シ該地上ニ家屋三棟ヲ所有スト雖該借地中貳拾間内ニ存在スルモノハ三棟ノ家屋中一棟ニ過キス而モ其ノ一棟ハ小川平吉邸ノ裏ニシテ道路鋪裝工事費受益者負擔規程第二條ニ所謂奥行二十間以内ト云フモノニ非ラス殊ニ該家屋ハ

大正十一年一月ヨリ向フ五ヶ年間一定ノ額ヲ以テ他ニ貸貸シタルモノナレバ訴願人ノ實益毫モ無之モノニシテ訴願人ハ土地所有者ト異ラス即チ訴願人ハ現實ノ利用者ニ在ラザレハ何等ノ受益ナキコト一點ノ疑ナキニヨリ土地賃借人タル訴願人ニ對スル負擔金賦課ハ不當ナルニヨリ大正十二年六月十二日付訴願人ニ對スル道路鋪裝工事費及同延期工事費負擔命令ハ之ヲ取消スヘキ旨ノ裁決相成度ト謂フニ在リ

右ニ對スル東京市長ノ辯明ノ要旨ハ(一)訴願人ハ道路ヨリ二十間以内ニハ家屋ノ一部ヲ所有スルニ過キス他ノ大部分ハ二十間以外ニ存在スルヲ以テ之ニ依リ受益スル處ナキニ拘ラス負擔金ヲ賦課スルハ不當ナリト主張スルモ負擔金ノ賦課ハ道路敷地ノ境界線ヨリ奥行二十間以内ノ地域ヲ標準トシ之ヲ決定スルモノニシテ必ズシモ家屋ノ位置ニ依リテ決定スルモノニ非ス殊ニ訴願人ノ家屋ヲ所有スル借地ノ位置ハ大部分二十間以内ノ地域ニ係リ二十間以外ノ地域ハ僅カニ一坪六合ニ過キス本件負擔金賦課ニ際シテハ此地域外ノ部分ヲ控除シ沿道土地ト目スヘキ部分ニ對シ賦課ヲナ

シタルモノニシテ何等不當ノ處ナシ(一) 訴願人ハ本件家屋ヲ一定ノ額ヲ以テ第三者ニ轉貸シアルモノニシテ毫モ訴願人ノ益スル處ニアラスト主張スルモ道路鋪裝工事費受益者負擔規程ニ依レハ借地權者ヲ負擔義務者ト爲ス場合アリテ三井合名會社ト存續期間五ヶ年ノ貸貸借契約ヲ締結シ該土地ノ上ニ賃借權ヲ有スル訴願人ハ例令他ト轉貸ノ事實アリトスルモ負擔規程第三條ノ借地權者トシテ負擔義務者タル資格ヲ有スルヤ明ナリ訴願人ハ右貸貸借契約ノ存續期間五ヶ年ナルヲ奇貨トシテ負擔義務ヲ免レント欲スルナランモ負擔規程第三條第二項並同施行細則第四條ニ依リ本件ノ如ク他人ノ土地ニ建物ヲ所有スル場合ハ十ヶ年以上ノ借地權アリト看做サルハヲ以テ此點ノ主張モ到底維持シ難キモノナリ

以上ノ如ク訴願人ノ主張ハ其ノ事實若ハ法規ノ解釋ヲ誤リタルニ基クモノニシテ本件處分ハ何等違法又ハ不當ノ廉アルコトナシト云フニ在リ

依テ道路法第五十七條ニ依リ之ヲ受理シ審理ヲ遂クル處

訴願人ハ三井家所有宅地四十四坪三合六勺ヲ五ヶ年間賃借シ該地上家屋三棟ヲ所有スルモ該借地中二十間内ニ屬スルモノハ三棟中ノ一棟ニ過キス而モ其ノ一棟ハ他人ノ邸裏ニシテ受益者負擔規程第二條ニ所謂興行二十間以内ト云フモノニアラスト云フモ東京市道路工事費受益者負擔規程ニ依レハ受益者負擔金ハ沿道土地即チ道路敷地ノ境界線ヨリ興行二十間以内ノ土地ノ權利者ニ對シ之ヲ賦課スルモノニシテ其ノ地域ニ於ケル家屋ノ位置ノ如何ハ之ヲ問フ處ニアラス況ンヤ訴願人ノ家屋ヲ所有スル借地ノ位置ハ大部分二十間以内ノ地域ニ屬シ二十間以外ノ地域ハ僅ニ一坪六合ニ過キサルニ於テオヤ又訴願人ハ其ノ所有家屋ハ一定ノ額ヲ以テ他ニ賃貸シタルモノナレハ訴願人ハ現實ノ利用者ニアラサルヲ以テ何等ソ實益ナキモノナルニ依リ土地賃借人タル訴願人ニ對スル負擔金賦課ハ不當ナリト主張スルモ右土地ノ賃借權ハ道路鋪裝工事ニ因リ實質上價値ノ増加アリト認ムルヲ以テ訴願人ハ道路法第三十九條ニ所謂著シク利益ヲ受クルモノト認ムヘキノミナラス大正十一年一月三井合名

社ト本件土地ノ賃貸借契約ヲ締結シ其ノ土地ノ上ニ家屋ヲ

所有スルモノナルヲ以テ假令其ノ賃貸借契約期間ハ五ケ年ナ

リトスルモ其ノ賃借權ハ借地法及道路鋪裝工事費受益者負

擔規程施工細則第四條ノ規定ニ依リ存續期間三十年ト看做

スヘキモノナルニ依リ訴願人ハ受益者負擔金ヲ賦課セラル

ハ當然ニシテ其ノ負擔ヲ免レ得ルモノニアラス

右ノ理由ニ依リ裁決スルコト左ノ如シ

大正十二年六月十二日付ヲ以テ東京市麴町區長ガ訴願人ニ

對シ爲シタル道路鋪裝工事費受益者負擔金納付命令ハ之ヲ

取消スヘキ限ニ在ラス

行政訴訟訴狀

一定ノ申立

東京市麴町區長ノ大正十二年六月十二日付原告ニ對スル

道路鋪裝工事費受益者負擔規程ニ依ル負擔金七拾四圓參錢

並ニ右延期工事費拾八圓五拾六錢ノ納付命令處分ハ之ヲ取

消ストノ御判決相成度候

事實

原告ハ東京市麴町區内幸町一丁目五番地三井合名会社所

有宅地四拾四坪參合六勺ヲ大正十一年一月ヨリ期間ヲ五ケ

年ト定メ賃借シ右宅地上ニ家屋三棟ヲ所有シ右借地期間内

一定ノ賃料ヲ以テ該家屋ヲ各地ニ賃貸シオレリ、然ルニ大

正十二年六月十五日東京市麴町區長ヨリ道路鋪裝工事費負

擔規程ニ依ル負擔金七拾四圓參錢並ニ右延期工事費金十八

圓九拾六錢ノ納付命令處分ヲ受クタリ依テ原告ハ同年七月

十六日別紙添付訴願書ノ如ク東京府知事ニ訴願ヲナシタル

處大正十四年十二月二十二日東京府知事ヨリ取消スヘキ限

ニ非サル旨ノ裁決ヲ麴町區長川邊爽介ヲ經テ交付セラレタ

リ、然レトモ原告ハ左ノ如キ理由ニ依リ右裁決ハ不服ニ付

行政訴訟及提起候也

理由

裁決書ニ依レハ原告ノ本件借地ハ大部分道路敷地ノ境界

線ヨリ二十間以内ニ存在シ其ノ二十間以外ノ地域ハ僅ニ一

坪六分ニ過キス依テ其ノ二十間以内ノ地域ノ部分ニ對スル

借地權ハ右道路鋪裝工事ニ因リ當然實質上價值ノ増加アル如ク認定スト雖モ原告ハ該工事ニ依リ何等ノ利益ヲ受ケタルコトナシ、然リ而シテ道路法第二十九條ニ依レハ「道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アル時ハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得」ヘキ旨規定シ該工事ニ依リ著シク利益ヲ受ケタルゴト及受益ノ限度ニ於テ負擔金賦課ヲナシ得ヘキ旨定メテレリ

然シテ原告ハ訴願書理由ニ項記載ノ如ク日本橋區蠣殼町ニ居住シ該宅地上ノ建物ニ居住スルコトナク右宅地内ノ家屋ハ借地期間内一定ノ賃料ヲ以テ他ニ各賃貸中ニシテ且ツ又該借地ノ道路鋪裝工事受益者負擔規定ノ道路境界線ヨリ二十間以内ノ地域ニ存在スルハ僅ニ其ノ一少部分ニシテ大部分ハ本規定ニ所謂權利者トシテ負擔金ヲ賦課セラルヘキ適格ヲ有セサル地域ニ存在スルニ拘ラス其ノ一端カ二十間以内ニ存在スル爲メニ地續キノ事由ニ基キ本規定所定ノ範圍内ニ在ルモノノ如ク斷シ原告ヲ以テ本規定ニ依ル受益權

利者ナル如ク認定シタルハ不當ナリ如何トナレハ前陳ノ如ク其ノ三棟共居住者借家人異ルニ依リテモ明ナリ加之震災後右宅地附近ハ著シク道路破壊セラレ原告ハ右道路工事ニ依リ聊カ受益セル所ナシ唯ニ受益スル所無之ニ止ラス右地域内存在ノ家屋ハ固ヨリ其ノ他ノ家屋モ一定ノ賃料ヲ定メ賃貸中ニ拘ハリ之ニ因リ賃料ノ増額ヲナシタルコトナキハ勿論却テ震災後右宅地所在ノ家屋ハ何レモ賃料三割以上ノ減額ヲナシタルモノナリ

以上ノ如クニシテ右土地ニ對スル借地權ハ何レノ方面ヨリ觀察スルモ何等價值ノ増加アリト認定スルコトヲ得スルルニ拘ラス東京府知事カ道路鋪裝工事アレハ直ニ當然右附近ノ借地權ハ實質上價值ノ増加アル如ク斷シタルハ不當ナリ宜數實狀ヲ精査シ該道路工事ニ依リ受益スル所アリヤ否ヤアリトセハ其ノ受益ハ著シキヤ否著シトセハ該受益權利者ハ之ニ因リ得ル受益ノ限度ニ於テ負擔ヲ課セラルヘキニ拘ハラス東京府知事ハ事茲ニ出ス道路工事アレハ當然該附近ノ借地權ハ實質上價值ノ増加アリトナスカ如キハ法ノ精

神ヲ解セサルノミナラス原告ニ非常ナル迷惑ヲ蒙ラシムル
不當ノ處分ナリ

證據方法

一 口頭辯論ノ際必要ニ應シ提出仕候

附屬書類

一 訴願書寫 壹通

一 裁決書 壹通

一 委任狀 壹通

訴願裁決不服ノ訴ニ對スル答辯書

一定ノ申立

原告ノ申立中延期工事費拾八圓五拾六錢ニ關スル部分ハ
之ヲ却下シ其ノ他ノ部分ハ之ヲ棄却ス訴訟費用ハ原告ノ負
擔トストノ判決ヲ求ム

事實及理由

東東市内ニ於ケル道路ノ管理者タル東京市長ハ道路評議
會ノ諮問ヲ經内務大臣ノ認可ヲ得テ大正十一年十月七日東

京市告示第一七五號道路鋪裝工事費受益者負擔規定ヲ制定
シ麹町區長ハ之ニ基キテ原告ニ負擔ヲ命シタルモノナリ、
然ルニ

第一原告ハ本件道路鋪裝工事ニ依リ何等ノ利益ヲ受クル
コトナシト云フト雖元來市街地ニ於ケル土地ノ利用ハ之ニ
近接スル道路ニ依リ左右セラル、モノニシテ道路ニ關スル
施設ノ如何ハ沿道若ハ沿道附近土地ノ利用價值ヲ決定スル
モノトス殊ニ交通繁劇ナル大都市主要街路ノ鋪裝工事ハ現
代都市生活ニ必須不可缺ノ施設ニシテ之ニ依リテ沿道附近
土地ノ受クル交通衛生其ノ他ノ利用上ノ利益極メテ顯著ナ
ルコトハ何人モ之ヲ是認スル所ナリ此點ニ關スル原告ノ主
張ハ探ルニ足ラス

第二原告ハ日本橋區蠣殼町ニ居住シ本件宅地上ニ居住ス
ルコトナリ右宅地内家屋ハ借地期間内一定ノ賃料ヲ以テ他
ニ各賃貸中ナルヲ以テ利益ヲ受クルモノニ非ラスト云フト
雖原告ハ本件宅地上ニ借地權ヲ有シ且堅固ナラサル建物ヲ
所有スルモノニシテ本件道路鋪裝工事費受益者負擔規程所

定ノ權利者トシテ負擔金ヲ負擔スヘキ適格ヲ有スルモノトス而シテ土地ヲ使用スルノ權利ヲ有スル以上現實ニ自ラ之ヲ使用スルト之ヲ他人ヲシテ使用セシムルトヲ問ハス其ノ權利ノ内容タル土地使用ノ實質價值カ前述ノ如ク鋪裝工事ヲ施行シタル道路ノ附近ニ存在スル爲メ著シク増加シタル以上道路法ニ所謂利益ヲ受クル者ニ該當スルコト明カナリ尙原告ハ震災後附近道路ノ破壊セラレタルコト貸貸中ノ家屋ノ賃料ノ増額ヲ爲シタルコトナク却テ震災後三割以上ノ減額ヲ爲シタリト云ヒ以テ本件鋪裝工事ニ依ル受益者ニ非ラサルコトヲ主張スト雖萬一此ノ如キ事實アリト假定スルモ本件鋪裝工事ト別固ノ事實ニ基クモノニシテ爲メニ本件鋪裝工事ニ依リ附近土地ノ利用ヲ増進シ依テ以テ附近土地權利者カ顯著ナル利益ヲ受クルコトヲ否認スルノ根據トナルコトナシ勿論本件鋪裝工事ニ依ル土地利用ノ増進ハ結局ニ於テ本件借地權ノ交換價值家屋賃料ノ増加ヲ來スヘキ原因ヲ爲スモノナリト雖其ノ他ノ各般ノ事由ニ基ク影響ヲ受ケ原告主張ノ如キ現象ヲ來スコトアリトスルモ亦止ムヲ得

ルサ所トス

第三原告ハ本件土地ノ道路鋪裝工事受益者負擔規程所定ノ道路境界線ヨリ二十間以内ノ地域ニ存在スルハ僅カニ其ノ一少部分ニシテ大部分ハ本規程ニ所謂權利者トシテ負擔金ヲ賦課セラルヘキ適格ヲ有セサル地域ニ存在スト主張スルモ原告借地四拾四坪三合六勺ノ内四拾貳坪七合四勺ハ道路境界線ヨリ二十間以内ノ地域ニ存在シ之ニ對シテ負擔金ヲ負擔セシメタルモノナリ

第四原告申立中延期工事費拾八圓五拾六錢ハ原告ノ訴訟提起後大正十三年一月拾八日麴町區長ヨリ納付通知書ヲ發シタルモノニシテ之ニ對シテハ訴訟ノ手續ヲ履マサルモノナルヲ以テ此部分ニ關スル訴訟提起ハ不適法ナリ

右ノ理由ニヨリ一定ノ申立ノ如キ御判決相成度候

質 疑 應 答

問 府縣道路線の認定變更の結果不用に取した道路及其の附屬物を構成した物件が、大正八年勅令第四七四號第二

條の期間満了前に定まつた町村道の区域内に存在する場合に於て之を町村道管理者者に引渡すに當り、其の附屬物中個人經營の賃取橋がある、此橋梁は路線變更前に元資銷却期間満了のものなるを以て其の橋梁は國有に屬するものと解し町村道管理者者に引渡すべきものなりや(徳島縣廳 紫井武也)

答 問者は右勅令第三條の規定に依つて附屬物を管理者者に引渡すのは物の所有權に基く動作と解してあるやうであるが、勅令第二條の期間満了前に於ける道路及其の附屬物は純然たる公物ではないが、道路法の規定の準用を受くるものであつて準公物である、故に賃取橋を構成する物件の所有權が何人に屬するとな間はず勅令第三條の規定に依つて管理者者に引渡すべきである、従つて其の橋梁經營の期間が満了するとせざるとは此場合に問題とは爲らな、併しながら此問題を離れて元資銷却期間の満了した橋梁の所有權は何人に屬するかとの問題は常に論議するゝ所であるが公益上の必要に依つて賃取橋經營の許可承認を取消す場合に於ては元資未銷却額を補償すべき規定(大正九年内務省令 第二三號第六條)のあること、所謂元資金には橋梁を構成した物件の價格が計算されることに、徴するときは期間満了と同時に物件の所有權は國に歸屬するものと解すべきである(田中幹事)

問 家屋建設の爲にする道路の占用權は其の建物の賣買讓與若は相續に依つて當然移轉するものなるや(埼玉縣廳 野口千尋)

答 建物と其の建物の存する土地とは別個のものであつて、此兩者を目的とする權利は全然別個獨立のものである、従つて家屋の所有權を取得した者は當然に其の當地の所有權を取得するものでないことは明かである、例へば他人の土地に家屋を建設した者が其の家屋を更に第三者に賣却した場合に於ても其の第三者は當然に其の土地の使用權を取得するものではない、此理論は家屋建設の爲にする道路の占用に付ても亦同一である、唯だ道路の占用權は相續することを得るやに就いては議論の存する所であるが、道路の占用權は道路を一定の目的の爲に占有して之を使用することとを内容として道路管理者に對抗する公法上の權利であつて、民法上の賃借權と相似てゐるが、道路を使用すること夫れ自身が公法上の法律關係に規律されるものである、公法上の法律關係に規律されることは必ずしも相續を禁止するものでなく、其の利用關係が純然たる經濟的關係にして利用者何人たるを問はざるものは當然相續するを得るものと解する人もあるが、道路を獨占すること夫れ自身が經濟的關係に立つものでないから、道路占用權は當然に相續によつて移轉するものと解すべきでない(田中幹事)

× × × ×